

気候変動対応オペにかかる対象投融資に関する基準および  
適合性の判断のための具体的な手続きの開示

2023年6月30日

当行は、日本銀行が行う気候変動対応を支援するための資金供給オペレーションの利用に際して、わが国の気候変動対応に資する投融資（以下「対象投融資」）と判断するにあたっての基準および適合性の判断のための具体的な手続きについて、次のとおり開示します。

I. 国際原則または政府の指針に適合する投融資

1. グリーンローン

(1) 対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をグリーンローンと判断している。

- ・グリーンローン原則（ローンマーケット協会<Loan Market Association>等）
- ・グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン（環境省）

(2) 上記(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

- ・当行では、各種原則等への適合性および整合性を確認するため、外部評価機関による評価またはR&I社よりセカンドオピニオンを取得したローンフレームワークによる行内評価にて確認することとしております。
- ・他の金融機関がアレンジャーとなって行う投融資にシンジケート・ローン形式で参加する場合は、上記基準の適合性やアレンジャー等が行うエンゲージメントの内容を適宜確認しております。

## 2. グリーンボンド（サステナビリティボンドを含む。）

### （1）対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をグリーンボンドと判断している。

- ・グリーンボンド原則、サステナビリティボンド・ガイドライン（国際資本市場協会＜International Capital Market Association＞）
- ・グリーンボンド及びサステナビリティ・リンク・ボンドガイドライン（環境省）

### （2）上記（1）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

- ・当行では、各種原則等への適合性を確認するため、外部評価機関による評価を受けたグリーンボンドに投融資することとしております。

## 3. サステナビリティ・リンク・ローン（気候変動対応に紐づく評価指標が設定されているものに限る。）

### （1）対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をサステナビリティ・リンク・ローンと判断している。

- ・サステナビリティ・リンク・ローン原則（ローンマーケット協会＜Loan Market Association＞等）
- ・グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン（環境省）

### （2）上記（1）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

- ・当行では、各種原則等への適合性および整合性を確認するため、「外部評価機関による評価」または「ローンフレームワークによる行内評価」にて確認することとしております。
- ・他の金融機関がアレンジャーとなって行う融資にシンジケート・ローン形式で参加する場合は、上記基準の適合性やアレンジャー等が行うエンゲージメントの内容を適宜確認しております。

#### 4. サステナビリティ・リンク・ボンド（気候変動対応に紐づく評価指標が設定されているものに限る。）

##### （1）対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をサステナビリティ・リンク・ボンドと判断している。

- ・サステナビリティ・リンク・ボンド原則（国際資本市場協会＜**International Capital Market Association**＞）
- ・グリーンボンド及びサステナビリティ・リンク・ボンドガイドライン（環境省）

##### （2）上記（1）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

- ・当行では、各種原則等への適合性を確認するため、外部評価機関による評価を受けたサステナビリティ・リンク・ボンドに投資することとしております。
- ・また、当該ボンドに投資を行う場合は、気候変動に紐づく評価指標の内容を適宜確認しております。

#### 5. トランジション・ファイナンス

##### （1）対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をトランジション・ファイナンスと判断している。

- ・クライメート・トランジション・ファイナンス・ハンドブック（国際資本市場協会＜**International Capital Market Association**＞）
- ・クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本方針（金融庁、経済産業省、環境省）
- ・グリーンローン原則（ローンマーケット協会＜**Loan Market Association**＞等）
- ・グリーンボンド原則（国際資本市場協会＜**International Capital Market Association**＞）
- ・サステナビリティ・リンク・ローン原則（ローンマーケット協会＜**Loan Market Association**＞等）
- ・サステナビリティ・リンク・ボンド原則（国際資本市場協会＜**International Capital Market Association**＞）

- ・グリーンボンド及びサステナビリティ・リンク・ボンドガイドライン  
(環境省)
- ・グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン  
(環境省)

(2) 上記(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

- ・当行では、各種原則等への適合性を確認するため、外部評価機関による評価を受けたトランジション・ファイナンスに投資することとしております。
- ・他の金融機関がアレンジャーとなって行う投融資にシンジケート・ローン形式で参加する場合は、上記基準の適合性やアレンジャー等が行うエンゲージメントの内容を適宜確認しております。

## II. I. に準じる投融資

### 1. 類型その1

#### (1) 対象投融資の基準

当行では、I. に準じる投融資として、次に掲げる当行独自の基準・定義等に適合した投融資を対象投融資と判断している。

- ・環境省の利子補給事業を利用した融資（ESG 融資促進利子補給事業および地域脱炭素融資促進利子補給事業）

#### (2) 上記(1)の基準の策定および(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

- ・上記(1)基準について、サステナビリティ委員会のワーキンググループで協議しサステナビリティ担当役員および頭取の決裁を経て決定しております。
- ・上記(1)の基準にかかる環境省の利子補給事業を活用した環境関連融資については、全て対象としております。また、当該融資にかかる当該基準への適合性については、ソリューション営業部が検証をしています。

以 上

2023年11月28日

気候変動対応に資する投融資にかかる実績について

当行は、日本銀行が行う「気候変動対応を支援するための資金供給オペレーション」に参加し、国内の気候変動対応に資する投融資にかかる実績を次のとおり開示しています。

国内の気候変動対応に資する投融資実績 (2019年度～2023年度上期)	19億円
---	------